

# 都市計画と農林漁業との調整措置 資料 4

(平成14年11月1日農林水産省農村振興局長通知)

## ○留意事項

農業振興地域は非線引き用途地域に含まないよう調整すること。

## ○調整事項

- (1) 一体的な農業の振興が阻害されないよう調整を図ること。
- (2) 農用地区域を含めないよう調整すること。
- (3) 農用地区域の変更基準に適合していること。
- (4) 農地転用許可の見込みがあること。

# 農地法等の一部を改正する法律の概要

## ＜農地制度の見直し＞

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)

### 農地を貸しやすく、借りやすくし、農地を最大限に利用

#### ◇農地法の目的等の見直し

- 目的について、「農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする」との考え方を、「農地の効率的な利用を促進する」考え方に改めるとともに、農地が地域における貴重な資源であること、地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化

#### ◇農地を利用する者の確保・拡大

- ① 貸借規制を緩和し、会社、NPO等が参入しやすくするとともに、農村集落において、非農家も含めた構成員による集落営農法人をつくりやすくする等貸借による利用を拡大
- ② 農業生産法人への出資について、農外との連携による経営発展に資するよう外部からの出資規制を緩和(1/10以下の廃止、農商工連携事業者等の場合1/2未満)
- ③ 農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限していたが、組合員の合意で貸借により可能に

#### ◇農地の面的集積の促進

市町村、公社等の公的な信用力のある機関が委任を受け、分散した農地を面的にまとめる仕組みを全ての市町村で導入

#### ◇遊休農地対策の強化

所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるような措置

## ＜農地税制の見直し＞

農地制度の見直しを前提として、農地の相続税の納税猶予制度を見直し(農地を貸すと打ち切りになった納税猶予を、他の人に貸した場合でも適用を受けられるように)

### これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

#### ◇農地転用規制の厳格化

- ① 病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ
- ② 違反転用に対する罰則を強化(法人:300万円→1億円)

#### ◇農用区域内農地の確保

担い手により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない

## ＜農業委員会の適切な事務執行＞

農地制度においては、農業委員会が重要な役割を果たしていることから、今回の見直しにあわせて、その事務が的確に実施されることを確保

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

担い手への集積が十分に進まない

規模拡大しても農地が分散

受け手不在で耕作放棄が増加

拍車

農業生産による収益水準を上回る農地価格



農地転用期待

拍車

我が国の農地面積はピーク時の約7割にまで減少(609万ha→463万ha)

穀物価格の高騰や輸入食料品の安全性への不安

食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化する必要

水田等を最大限に活用する対策を一層促進

貸借等による利用の促進

国内の食料生産の増大を通じ国民に対する食料の安定供給を確保

転用期待の抑制